

## 大分県若年技能者育成企業支援事業費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業者の人材育成・技能承継による生産性向上を目的に、県内中小企業者が従業員に技能検定を受検させた場合に、その人材育成に係る取組に対し、予算の定めるところにより大分県若年技能者育成企業支援事業費助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、大分県補助金交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「技能検定試験」とは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に基づき実施される試験のことをいう。
- (2) 「県内中小企業者」とは、大分県中小企業活性化条例(平成25年大分県条例第17号)第2条第1項に定めるもの(発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業を除く。)をいう。

### (交付対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、県内中小企業者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業実施年度の4月1日時点で満40歳未満の常勤の従業員に対し、当該年度の技能検定試験の受検手数料の全部を負担する者
- (2) 技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度を設けている又は新設することを予定している者
- (3) 従業員の技能検定試験受検に対する支援を行った事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは交付対象外とする。

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

### (交付額)

第4条 交付額は、別表のとおりとする。ただし、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 交付対象事業者は、大分県若年技能者育成企業支援事業費助成金交付申請書兼請求書(以下、「交付申請書兼請求書」という。)(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 技能検定試験対策実施報告書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 受検者の常勤性が確認できる書類
- (4) 検定手数料を企業が負担したことが分かる書類（領収書等）
- (5) 技能検定試験検定結果通知書の写し
- (6) 資格手当制度を確認できる就業規則等

2 第5条第1項に掲げる交付申請書兼請求書及び添付書類について、記載事項の変更がある場合は、大分県若年技能者育成企業支援事業費助成金交付申請事項変更届（第4号様式）により、速やかに提出すること。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書兼請求書及び添付書類の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは交付決定を行い、大分県若年技能者育成企業支援事業費助成金交付決定通知書兼額の確定通知書（第5号様式）により交付対象事業者へ通知するものとする。

また、不交付となった場合は、大分県若年技能者育成企業支援事業費助成金不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ・交付辞退）

第7条 大分県補助金等交付規則第7条第1項の規定により、交付対象事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知後15日までに、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

3 申請の取下げ及び交付の辞退を行うものは、大分県若年技能者育成企業支援事業費助成金申請取下げ・交付辞退届（第7号様式）により知事に提出すること。

（交付決定の取消）

第8条 知事は、助成金の交付が決定した事業者（以下、「交付決定事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書兼請求書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）により当該助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき

(2) 第2条又は第3条の要件を満たさないことが判明した場合

(3) 若年技能者育成企業支援事業費助成金交付申請取下げ・交付辞退届（第7号様式）により交付の辞退を申し出たとき

(助成金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付決定事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を助成金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第11条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 第5条に定める交付の申請については、郵送・持参のほか、電子申請で行うことができる。なお、電子申請による場合は、内容を入力した第1号様式から第7号様式及び添付書類をデータで提出することができる。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(別表)

1人あたりの助成額一覧表

受検級		実技・学科両方受検	実技のみ受検
特級・1級		23,000円	22,000円
2級			
3級	23歳以上	19,000円	17,000円
	23歳未満		

- ・学科試験のみの受検は対象外
- ・申請は1事業者あたり年間3名まで
- ・過去に当助成金を受けたことのある従業員は補助対象外